

市へ提出される申請書等の押印見直し（原則廃止）について

議員全員協議会

令和3年2月24日 総務部

- ・新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現のためには、書面主義、押印原則、対面主義からの決別が喫緊の課題。
- ・今般、国において、「どうしても残さなければならない手続を除き、速やかに押印を見直す」という考え方の下、押印の見直しを強力に推進した結果、民間から国への手続の99.4%において廃止又は廃止の方向となり、特に認印については、全て廃止される見込。
- ・本市においても国や先進地方公共団体の取組を参考に、下記のとおり押印の見直しに取り組む。

【押印を求める趣旨の合理性】

登記、登録印によらない押印（認印）は、本人確認の手段としての効果は大きくないため、法令等による義務付けのないものは、基本的に廃止し、署名、記名押印、記名（押印も署名も必要ないもの）等に代替していく。

※認印：個人における登録された実印又は法人における登録された代表者印以外のもの。

※国においては、民間から行政への行政手続（14,992手続）のうち99.4%（14,909手続）が押印廃止決定又は廃止検討とされており、認印については全て廃止の予定。

【効果・目的】

■押印廃止の効果

- 1 廃止と同時に現れるもの
 - ・市民、事業者等の利便性向上（印鑑なしで来庁しても手続が可能。）
- 2 廃止とセットで進めていくことで効果が出るもの
 - ・オンライン申請の検討、実施
（押印が壁になっていた手続についてメール、FAX等で申請可能となる。時間、場所を問わず申請でき、市役所に来庁せずに済むため、コロナ対策ともなる。）
- 3 将来的に効果が見込まれるもの
 - ・システム整備により、マイナポータル、専用システム等による申請から決定まで全てオンラインで行うことが可能となる。（ID、パスワード等による本人確認のできる環境により全てオンラインで行うことができる。）

【対象となる手続き・書類（主なもの）】

■市民、事業者等から出される書類について（ほぼ押印廃止が可能）

- 1 申請書（施設等使用、補助金等）
- 2 事業等に関する届出（事業着手、完了、許認可等）
- 3 実績報告等（補助金等）
- 4 契約書、納品書、請求書、領収書、業務完了報告書等

【実施時期】

- ・令和3年4月1日から順次実施。
- ※法令、条例等の定めによるものは、改正後から実施。

《判断基準》

1 押印が必要なもの

- (1) 地方自治法第234条第5項により記名押印が義務付けられている契約書
 - ・ 契約書には協議書、覚書などで双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む。
 - ・ 契約書に基づく「口座振替（送金）申請書」、委任状、請求書、領収書等を含む。※現時点（令和3年1月）においては、契約書に記名押印することが法により義務付けられているが、今後法改正等が行われた場合には、再度検討。
- (2) 宮津市入札参加資格者に対して、登録印の押印を義務付けている入札・見積り・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に係るもの
- (3) 上記以外の国及び府の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているもの
 - ・ 国や府に限らず本市以外の組織・団体から押印が義務付けられているものを含む。
 - ・ 国及び府の法令・条例・通知等により押印が義務付けられているものに基づく「口座振替（送金）申請書」、委任状、請求書、領収書等を含む。※現時点（令和3年1月）においては、押印することが法令により義務付けされているが、今後国、府等による関係例規の改正等が行われた場合には、再度検討。

2 署名が必要なもの

(押印の必要はないが氏名の記載にあたり自署である必要があるもの)

- (1) 国及び府の法令・条例・通知等により署名が義務付けられているもの
 - ・ 署名又は記名押印の選択制としているものを含む。
- (2) 本人の意思による申請であることを署名により担保する必要性があるもの
 - ア 手当支給申請書など金銭等の給付を伴う申請で、本人以外に給付してしまうおそれのあるもの
 - イ その他、許可申請書など本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるもの
- (3) 診断書、意見書、証明書など本人以外が作成する申請書の添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名により担保する必要があるもの
 - ※ 個人、個人事業者、法人格のない団体については、本人（代表者）が手書きしない場合は記名押印も可とする。
 - ※ 署名によるものであっても 法人については、原則として記名押印を可とする。
 - ※ 署名された申請書を訂正する場合は、原則として、訂正署名によることとする。

3 記名（押印も署名も必要ないもの（代筆や印刷されたものなどの記名でも良いもの））

- (1) 本人の意思による申請であることを押印や署名により担保する必要性がないもの
 - ア 施設の利用申込み、閲覧・縦覧の申請書など対象が不特定の者で押印や署名を求めてまで本人の意思による申請であることを担保する必要性がないもの
 - イ 届出事項の変更など単に事実・状況を把握することのみを目的としているもの